

## 生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の里山林の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民等の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）及び生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領(令和3年4月1日制定)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる補助事業者は、森林所有者が協力して組織するNPO・ボランティア団体、地域住民が自主的な参加による森林づくり活動と組織する自治会等（以下「整備団体」という。）とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業及び補助対象の範囲は、地域で育む里山づくり事業に該当する事業とし、補助対象事業及び経費は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする整備団体は、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（第1号様式）を、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、提出のあった交付申請書を審査して適当と認めるときは、整備団体に対し、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付の決定（第2号様式）を通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認申請書（以下「変更承認申請書」）（第3号様式）を、第5条の規定に準じて提出するものとする。

なお、変更承認が必要な範囲は、別表4のとおりとする。

2 市長は、提出のあった変更承認申請書を審査して適当と認めるときは、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金変更承認通知書（第4号様式）により通知する。

(補助金の前払)

第8条 市長は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で補助金の前払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の前払を受けようとする者は、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 整備活動を完了した整備団体は、生駒市地域で育む里山づくり事業実績報告書(第6号様式)を市長に提出する。

(補助金の交付)

第10条 市長は、第9条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは確定通知（第7号様式）し、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書（第5号様式）により補助金を交付する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた整備団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、返還命令書（第8号様式）により返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は前条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の額を確定した場合において、第8条第1項の規定により前払をし、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

（施行の細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成23年6月8日から施行し、平成34年3月31日限りその効力を失う。

（生駒市里山林機能回復整備事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 生駒市里山林機能回復整備事業補助金交付要綱（平成18年4月24日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

(別表1)

補助対象事業

区 分		内 容	
整備活動に係ること	整備地面積の確定		周囲測量
	二次林整備	除伐	不用木や枯損木の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、下草の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
		刈払い	下草の刈払い、片付、歩道作り
	竹林整備	除伐	不用竹や枯損竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
		皆伐	竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
		侵入竹林の皆伐	侵入竹林での竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
		危険木伐採	整備団体では伐倒が危険な木の伐採
	幼竹の刈払い	幼竹の刈払い、片付け、歩道作り	
機材の配備に係ること	初回配備	救急医療用品	里山整備活動の実施に際し、有用と認められる救急医療用品一式の購入
		機材ストッカー	整備機材等を保管しておくためのストッカーの購入
		整備機材	里山整備活動の実施に際し、有用と認められる整備機材一式の購入
	補充配備		初回配備のうち、短期の使用で著しい消耗又は損傷が想定されるものについて、その補充に係る購入
利活用に係ること		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 講習会、観察会、学習会などの森林環境教育の実施</li> <li>(2) 山野草など希少な植物の保護、増殖などの自然保護活動の実施</li> <li>(3) 自然林の復元などの森林保全活動の実施</li> </ul>	

(別表2)

補助対象経費

区 分		内 容	
整備活動に係ること	整備地面積の確定		作業者手当、雑費、保険料、事務費、委託料
	二次林整備	除伐	作業者手当、雑費、保険料、事務費
		刈払い	
		危険木伐採	雑費、事務費、委託料
	竹林整備	除伐	作業者手当、雑費、保険料、事務費
		皆伐	
		侵入竹林の 皆伐	
幼竹の 刈払い			
	危険木伐採	雑費、事務費、委託料	
機材の 配備に 係ること	初回配備	救急医療用品	救急医療用品一式の購入に要する経費
		機材ストッカー	機材ストッカーの購入に要する経費
		整備機材	チェーンソー（1台）、刈払機（1台）、鎌（5丁）、鋸（5丁）、メンテナンスキット（1セット）、砥石（2個）、ヘルメット（10個）を1セットとし、これらの購入に要する経費
	補充配備	チェーンソーの替え刃、刈払機の替え刃、鎌、鋸、救急医療用品の補充を1セットとし、これらの購入に要する経費	
			ただし、初回配備については整備活動参加人数が毎回10人以上となる整備団体に限り1セット又は1個ずつを上限とし、補充配備については整備活動参加人数が毎回10～19人の場合は1セット、20人以上の場合は2セットを上限とする。
利活用に係ること		作業者手当、雑費、保険料、講師謝金、事務費	

(別表3)  
補助額

区 分		単 位	単 価	
整備活動に係ること	整備地面積の確定	0.5ha以下	1箇所当たり	20,100円以内
		0.5ha超1.0ha以下	1箇所当たり	33,900円以内
		1.0ha超1.5ha以下	1箇所当たり	43,300円以内
		1.5ha超2.0ha以下	1箇所当たり	51,000円以内
		2.0ha超2.5ha以下	1箇所当たり	57,700円以内
		2.5ha超3.0ha以下	1箇所当たり	63,600円以内
		3.0ha超3.5ha以下	1箇所当たり	69,100円以内
		3.5ha超4.0ha以下	1箇所当たり	74,200円以内
		4.0ha超4.5ha以下	1箇所当たり	78,900円以内
		4.5ha超5.0ha以下	1箇所当たり	83,400円以内
		5.0ha超	1箇所当たり	87,600円以内
	二次林整備	除伐	1ha当たり	308,600円以内
		刈払い	1ha当たり	98,000円以内
		危険木伐採	1団体当たり	75,600円以内
	竹林整備	除伐	1ha当たり	321,400円以内
		皆伐	1ha当たり	327,200円以内
		侵入竹林の皆伐	1ha当たり	269,700円以内
幼竹の刈払い		1ha当たり	173,400円以内	
危険木伐採		1団体当たり	75,600円以内	
機材の配備に係ること	初回配備	安全衛生用品	1セット当たり	10,000円以内
		機材ストッカー	1個当たり	50,000円以内
		整備機材	1セット当たり	196,000円以内
	補充配備	1セット当たり	28,000円以内	
利活用に係ること	参加者総数50人以上100人未満	1団体当たり	100,000円以内	
	参加者総数100人以上	1団体当たり	200,000円以内	

(別表4)  
変更承認の必要な範囲

内 容
1. 整備箇所の変更 2. 補助金の額の変更

年 月 日

生駒市長 様

住 所

団体名

印

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付申請書

年度生駒市地域で育む里山づくり事業について、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 位置図（S=1/5,000）
- 4 現況写真
- 5 整備団体個別活動計画表（別紙3）
- 6 その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金については、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及び経費配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付の条件
  - (1) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長の承認を受けること。
    - ア 補助事業に必要な経費の配分の変更をする場合
    - イ 補助事業の内容を変更する場合
    - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

生駒市長 様

住 所

団体名 印

年度生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた  
年度生駒市地域で育む里山づくり事業を下記により変更したいので、  
生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により承認  
されたく変更承認申請書を提出します。

記

- 1 変更理由
- 2 事業変更計画書（別紙1）
- 3 変更収支予算書（別紙2）
- 4 整備団体個別活動計画変更表（別紙3）



第4号様式(第7条の2関係)

第 号  
年 月 日

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認通知書

先に提出のあった、年度生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認申請は審査の結果適当と認めたので、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により交付する補助金額を下記のとおり通知します。

記

1 補助金 \_\_\_\_\_ 円

第5号様式(第8条の2、第10条関係)

年 月 日

生駒市長 様

住 所

団体名 印

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)通知を受けた  
生駒市地域で育む里山づくり事業補助金について、下記金額を請求します。

記

交付決定(確定)額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A-B-C)	備 考

年 月 日

生駒市長 様

住 所

団体名

印

年度生駒市地域で育む里山づくり事業実績報告書

年度生駒市地域で育む里山づくり事業を下記により完了したので、  
生駒市地域で育む里山づくり事業交付要綱第9条の規定により同事業実績報告  
書を提出します。

記

- 1 事業成績書（別紙1）
- 2 収支精算書（別紙2）
- 3 完了位置図（S=1/5,000）
- 4 整備前、整備中整備完了後及び利活用状況の写真
- 5 整備団体個別活動実績表（別紙3）
- 6 その他市長が必要と認める書類

## 事業成績書

整備団体名	整備内容		単価 (円)	補助金額 (円)	備 考
	整備地面積の確定		(ha)		
	二次林整備	除伐	(ha)		
		危険木伐採			
		刈払い	(ha)		
	竹林整備	除伐	(ha)		
		皆伐	(ha)		
		侵入竹林の皆伐	(ha)		
		危険木伐採			
	機材の配備	幼竹の刈払い	(ha)		
		安全衛生用品	(セット)		
		機材ストッカー	(個)		
		整備機材	(セット)		
		利活用			
		小 計	(ha)		
	整備地面積の確定		(ha)		
	二次林整備	除伐	(ha)		
		危険木伐採			
		刈払い	(ha)		
	竹林整備	除伐	(ha)		
		皆伐	(ha)		
		侵入竹林の皆伐	(ha)		
		危険木伐採			
	機材の配備	幼竹の刈払い	(ha)		
		安全衛生用品	(セット)		
		機材ストッカー	(個)		
		整備機材	(セット)		
		利活用			
		小 計	(ha)		
	整備地面積の確定		(ha)		
	二次林整備	除伐	(ha)		
		危険木伐採			
		刈払い	(ha)		
	竹林整備	除伐	(ha)		
		皆伐	(ha)		
		侵入竹林の皆伐	(ha)		
		危険木伐採			
	機材の配備	幼竹の刈払い	(ha)		
		安全衛生用品	(セット)		
		機材ストッカー	(個)		
		整備機材	(セット)		
		利活用			
		小 計	(ha)		
合 計		(ha)			

注) 利活用の備考欄には、参加者の区分を記入すること。

変更の場合は、変更前を上段朱書き、変更後を下段黒書きして2段に表示すること。

別紙2

収支精算書

1 収入の部

区 分	精算額 (円)	備 考
補助金		
その他		
合 計		

2 支出の部

区 分	精算額 (円)	内 容
事業費		
合 計		

注) 変更の場合は、変更前を上段朱書き、変更後を下段黒書きして2段に表示すること。

整備団体個別活動実績表

1. 整備団体

団体名	
団体所在地	
代表者名	

2. 整備箇所

新規 ・ 継続	
所在地	
整備箇所の名称 または愛称	

3. 整備内容

二次林整備	面積(ha)
除伐	
刈払い	
合計	

竹林整備	面積(ha)
除伐	
皆伐	
侵入竹林の皆伐	
幼竹の刈払い	
合計	

4. 整備活動実績

年月	内容	回数	参加者数(実績)
計			

5. 利活用実績

年月	内容	参加者数(実績)
計		

注) 補助対象事業については、「内容」欄の最後に、様式第4号の2と対応する番号(「利活用1」等)を記入すること。

別紙3の2

利活用個別計画（実績）

利活用1

①概要

利 活 用 名	
実 施（ 予 定 ） 日	
参 加（ 予 定 ） 者 数	
うち里山林所有者又は 地域住民の人数	
内 容	

②経費の計画（実績）

区 分	金 額（円）	備 考
作 業 者 手 当		
雑 費		
保 険 料		
講 師 謝 金		
事 務 費		
合 計		

利活用2

①概要

利 活 用 名	
実 施 日	
参 加 者 数	
うち里山林所有者又は 地域住民の人数	
内 容	

②経費の実績

区 分	金 額（円）	備 考
作 業 者 手 当		
雑 費		
保 険 料		
講 師 謝 金		
事 務 費		
合 計		

注) 補助対象となる利活用のみ記入すること。  
利活用を3回以上実施する場合は、この様式をコピーして準用すること。

第7号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金の確定通知について

年 月 日付けで提出された 年度生駒市地域で育む里山づくり事業実績報告書に基づき、補助金額について金 円に確定したので、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金要綱第10条の規定により通知する。



第 年 月 日 号

様

生駒市長

年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金返還命令書

先に交付した 年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金について、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、以下のとおり返還を命じます。

返還金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還理由	
補助金交付決定金額	
補助金既交付金額	
補助金交付確定金額	